

◎ 外国株式の国別受渡日

外国株式委託取引の約定日・受渡日は以下のとおりです。

| 国内営業日 | 1 営業日目 | 2 営業日目 | 3 営業日目 | 4 営業日目 |
|--------------|----------------|--------|--------------------|--------------------|
| 米国 | 現地約定日 | 国内約定日 | 現地受渡日 | <u>(売約定) 国内受渡日</u> |
| カナダ | | | <u>(買約定) 国内受渡日</u> | |
| 欧州 (ユーロ圏) | | | | |
| ノルウェー・スウェーデン | | | | |
| 英国 | | | | |
| ベトナム | 現地約定日 | 国内約定日 | 現地受渡日 | 国内受渡日 |
| 香港 | 国内約定日 | | 国内受渡日 | |
| オーストラリア | | | | |
| タイ | | | | |
| フィリピン | 現地約定日 国内約定日 | | 国内受渡日 | 現地受渡日 |

※ 米国、カナダ、欧州、英国の国内受渡日は、買約定の場合が現地受渡日と同日、売約定が現地受渡日の翌日となります。また、これらの国内受渡日は、現地の祝日等がある場合、翌営業日に繰り越されます。

※ ベトナム、香港、オーストラリア、フィリピン、タイの国内受渡日は、現地の祝日等にかかわらず、国内約定日から3営業日目となります。

※ 上記は外国株式委託取引の約定日・受渡日です。外国株式店頭取引の国内受渡日は、現地の祝日等にかかわらず、国内約定日から3営業日目となります。